

手続名
出産育児一時金支給申請手続

担当課・係（連絡先）
保険年金課（049-251-2711 内線313）

手続説明

- ・概要
国民健康保険の被保険者が出産されたとき、出産育児一時金が支給されます。なお、直接支払制度を利用する場合は申請の必要はありません。直接支払制度を利用しない場合や差額が生じた場合、海外で出産をされた場合のみ申請により出産育児一時金（差額）が支給されます。
- ・提出期限
出産日の翌日から2年以内となります。

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・国民健康保険被保険者証
- ・医療機関などで発行される出産費用の領収書
- ・直接支払制度を利用する（しない）旨の書類（同意文書）
- ・世帯主の印鑑
- ・世帯主名義の預金通帳等振込先のわかるもの

【海外出産の場合】

- ・国民健康保険被保険者証
- ・出産証明書（原本） ※要翻訳添付
- ・渡航歴の確認できるパスポート
- ・世帯主の印鑑
- ・世帯主名義の預金通帳等振込先のわかるもの

手続詳細URL
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shikaku_kyufu/2010-0825-1725-16.html

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	あり